

# 農業だより

## 農林課・農業委員会事務局の新体制のお知らせ

○4月から新しい体制となります。よろしくお願いたします。  
【令和7年度の体制】

課・局	所属・職名	氏名	備考	
農林課	課長	大江 周	農業委員会より転入	
	課長補佐	井上 勝人		
	課長補佐	加藤 明	商工観光課より転入	
	水田農業対策係	係長	三宅 大輔	
		主査	小田桐 まなみ	
		総務主任	三浦 重実	市民課より転入
		主事	齊藤 帆高	
	農業ビジネス創造係	係長	加藤 明	兼任
		主事	三浦 元広	
		主事	遠藤 和也	環境課より転入
		主事	大山 美桜	
		主事	吉田 優莉愛	新規採用職員
	農村・森林振興係	係長	川住 豪	都市整備課より転入
		主任技師	渡邊 翔哉	
主事		山口 勝也		
農業委員会	事務局長	今田 新	社会教育課より転入	
	事務局長補佐	鏡 彰広		
	主任	結城 美緒		
	主事	星川 真優	会計課より転入	

### 【課外転出者等】

	前職名	氏名	転出先	
農林課	課長	柏倉 敏彦	防災危機管理課	
	主幹兼課長補佐	杉澤 直彦	会計課	
	水田農業対策係	総務主任	田宮 真人	退職
		主事	石山 達寛	都市整備課
	農業ビジネス創造係	係長	日塔 涉	税務課
		主事	京野 佑弥	環境エネルギー課
農業委員会	主任	八鍬 貴征	都市整備課	



## 令和7年度山形県未来を育む農業担い手育成支援事業について

【募集期間】 令和7年4月1日(火)～令和7年4月21日(金)  
※要望がある場合はお早めにご相談ください。

### ○事業内容

① 地域農業を支える組織的な取り組み  
【補助率】 3/10以内 【補助対象経費の上限額】 800万円  
【応募資格】 2戸以上で構成される営農組織、農業者団体  
※1人あたりの販売金額が概ね1,000万円未満  
【目標】 ・販売金額または農業所得の増加(15%)  
・独自目標

② 担い手の経営発展の取り組み  
【補助率】 1/2以内 【補助対象経費の上限額】 500万円  
【応募資格】 認定新規就農者等(認定農業者を含む)  
※就農から10年目まで  
※販売金額が1,000万円以下  
【目標】 ・販売金額または農業所得の増加(15%)

③ 多様な人材の活躍促進の取り組み  
【補助率】 1/2以内 【補助対象経費の上限額】 200万円  
【応募資格】 農業経営体(個人・団体・組織・法人)  
【目標】 ・選択1 農業従事者または従事日数  
選択2 農業者グループの立ち上げ  
選択3 団体における参画者の増加

④ 担い手の営農定着の取り組み  
【補助率】 1/2以内 【補助対象経費の上限額】 200万円  
【応募資格】 経営継承を予定している新規就農者  
※就農から10年目まで  
【目標】 ・3年以上の営農継続

※目標は計画期間(令和7～9年度)の最終年度のものとして  
※①と③については、ソフト事業も対象となります。詳しくはお問い合わせ  
ください。

応募に必要な書類

◇見積書 ◇農業申告書類(収支内訳書)

お問い合わせは…農業ビジネス創造係 TEL 0233-29-5836

## 旧最上中部牧場内のホイールローダーの譲渡先を探しております。

### ○募集条件

新庄市内の畜産農家の方で、修繕しても機械を活用したい方

### ○機械の状況

エンジンが正常に稼働するかは不明。

バケット交換必要、その他修繕箇所多数あり。

※自己負担にて修繕して動かない場合でも返却はできませんのでご了承ください。

### ○受け渡し方法

希望者負担で運搬をお願いします。

譲渡希望のある方は、4月11日（金）までご相談ください。

ただし、諸条件（費用負担等）により希望に添えない場合もあります。

連絡先 旧最上中部牧場利用団体協議会事務局（新庄市農林課農業ビジネス創造係 29-5836）



## 令和6年度大雪災害に関する被害報告について

下記の場合に当てはまる方は、**4月18日（金）**までに市農林課またはJAまでご連絡ください。  
報告がない場合については補助事業が新設されたとしても補助対象外になるおそれもございますので、お早目にご連絡ください。なお、農業用機械・施設（ハウス等）の被害がある場合は、被害写真もご持参ください。

- ①被害のあった農業用機械・施設（ハウス等）がある場合
- ②消雪対策として融雪剤を購入し、散布した場合

お問い合わせ先：新庄市農林課 農業ビジネス創造係 TEL：29-5836

## 新庄市振興作物シニアチャレンジ支援事業費補助金について

市振興作物における地域の中核的な担い手を育成するため、市振興作物の初期経費に対し支援します。

### 【対象者】

- ① 本市に住所を有し、交付申請時において65歳未満の者
- ② 市税等の滞納がない者
- ③ 新たに市振興作物の栽培を行う者
- ④ ビニールハウス栽培については50坪以上、それ以外については10a以上の栽培面積を確保できる者
- ⑤ 該当作物を3年以上栽培し及び該当作物を出荷し、又は販売することを誓約できる者
- ⑥ 新規就農者育成総合対策事業費補助金（旧：農業次世代人材投資資金）の給付を受けていない者

### 【対象品目】

市振興作物（にら、ねぎ、タラの芽、トルコぎきょう、おうとう、シャインマスカット、アスパラガス、さといも、うるい、りんどう、ふきのとう、トマト（ミニトマトを含む。）、きゅうり、行者にんにく、スターチス、ストック、なす、ひまわり、みつば、ラズベリー、啓翁桜、すいか、にんじん、菊（小菊を含む。）及びカスミソウ）

### 【補助の内容】

- ・種苗購入費・農業資材購入費・農業機械購入費・農業施設導入費
- ・土地改良に要する経費（土地改良区費を除く。）

### 【補助金の額】

補助経費の2分の1以内（補助上限：300,000円）

※予算の範囲内での補助となりますので、申請状況によりご要望にお応え出来ない場合がございます。予めご了承ください。

### 問い合わせ先

市農林課または、JAまでご連絡ください。

- ・農林課農業ビジネス創造係 TEL：29-5836
- ・新庄市農業協同組合 TEL：22-3969
- ・もがみ中央農業協同組合北部営農センター TEL：25-3611

## 【お知らせ】環境保全型農業直接支払交付金（冬期湛水の取組）について

（対象）：特別栽培（主につや姫）のほ場にて、収穫後に冬期湛水を行い、上記の交付金を受け取っていた方。

（8,000円/10a、7,000円/10a、5,000円/10a、4,000円/10a）

※取組内容によって金額に差があります。

（変更点）：冬期湛水の取組は、「多面的機能支払交付金」へ移行します。

※従来の「環境保全型農業直接支払交付金」では、冬期湛水の取組により交付金は受け取れなくなります。

これまで「環境保全型農業直接支払交付金」により、冬期湛水の取組を行い交付金を受け取っていた方につきましては、ご注意ください。

「多面的機能支払交付金」により、今後も冬期湛水の取組により交付金を受け取るためには保全会との調整が必要となりますので、あらかじめご相談ください。

【お問い合わせ先】新庄市農林課 農業ビジネス創造係/農村・森林振興係 29-5836/29-5837（直通）